

第8回泉区和泉町住居表示検討委員会

平成23年12月6日(火)
午前10時～
泉区役所 4D会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 事務局に寄せられた意見について

(2) 各地域に寄せられた意見について

4 議題

(1) 地元説明会の報告について

(2) 実施までのスケジュールについて

(3) 第二次地区の実施区域及びエリア界について

(4) 今後の検討スケジュールについて

(5) 次回検討委員会までの周知内容について

(6) 次回検討委員会について

5 閉会

第8回泉区和泉町住居表示検討委員会資料

資料1 事務局に寄せられたご意見について

資料2－1 和泉町第一次地区地元説明会の報告について

資料2－2 質疑応答内容及びご意見について

資料3－1 実施までのスケジュールについて

資料3－2 横浜市住居表示審議会条例及び委員名簿

資料4 第二次地区実施区域及びエリア界について

資料5 第二次地区（図）

資料6－1 実施区域案1

資料6－2 実施区域案2

資料7－1 エリア界案1

資料7－2 エリア界案2

資料7－3 エリア界案3

事務局に寄せられたご意見について

1 期間

- ・平成 23 年 9 月 20 日（火）～12 月 5 日（月）
 （第 7 回検討委員会から第 8 回検討委員会前日まで）
 （第一次地区では、平成 23 年 10 月 12 日（水）～14（金）まで、地元説明会開催チラシを全戸配付）

2 総数

4 件

3 内容

| 日付 | 内容 | 詳細 | 地区 |
|--------|---|---|-----------------|
| 10月13日 | 手続に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ・なぜ住所を変更する必要があるのか。 ・住所変更手續が面倒だ | 不明 |
| 10月18日 | 実施に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ・この不景気に住居表示を実施する必要はないのではないか | 第一次地区 |
| 10月24日 | 実施に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ・新住所はいつ分かるのか ・平成 23 年 1 月に配付されたチラシでは、平成 24 年に住所変更があると書かれていたが、和泉町全体が平成 24 年に変わるととれる。第一次地区以外にも、どの地区でいつ頃（何年後）変更されるか分かるようにすべきだ | 長後街道 北部 |
| 11月14日 | <ul style="list-style-type: none"> ・新町名案及び新町界に関するこ | <ul style="list-style-type: none"> ・和泉第一町内会（A 地区）は「下和泉」という名称に親しみがない。町名アンケートの結果も 3 位なので、「下和泉」を町名にすべきではない ・A 地区の通学区域が、他地区の「下和泉小学校」とは異なり、「中和田南小学校」であるから、A 地区を他の地区と同じ名称とすべきではない ・和泉第一町内会の今回実施する市街化区域と実施しない調整区域で将来、同じ名称でまとめられるように | 第一次地区 (A 地区) |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>考慮してほしい</p> <ul style="list-style-type: none">・現在の案では、和泉第一町内会域が分断される。分断されないよう、町の境界から考え直してほしい・委員会を傍聴できることを知らなかった。広報が不十分だ。ホームページに記載されているというが、どこにページがあるのか分からぬ | |
|--|--|--|--|

和泉町第一次地区 地元説明会の報告について

1 開催報告

平成23年11月に、第一次地区の住居表示に係る地元説明会を開催し、地区内にお住まいの方に、住居表示の制度や新町界・新町名案について説明しました。

| 開催日時 | 開催場所 | 来場者数 |
|---------------------------|-----------|------|
| 平成23年11月12日（土） 19時～20時30分 | 和泉第一町内会館 | 51名 |
| 平成23年11月13日（日） 14時～15時30分 | 下和泉住宅自治会館 | 103名 |
| 平成23年11月16日（水） 19時～20時15分 | 下和泉青少年の家 | 24名 |
| 平成23年11月19日（土） 13時～14時 | 下和泉地区センター | 20名 |

2 説明内容

(1) 住居表示制度について

- ・住居表示を実施すると、地番による住所から、「街区番号」及び「住居番号」による住所に変更となる
- ・町の広さを一定にし、町内で規則的に「街区番号」及び「住居番号」を付けることにより、住所が分かりやすくなる

(2) 新町界・新町名案について

- ・市街化区域を中心に実施区域を決め、実施要綱にある面積や境界設定基準等に基づき、新町界案を作成した。
- ・新町名案は、泉区和泉町住居表示検討委員会で町名候補を選定した上で、実施区域内にお住まいの方を対象とした町名アンケートを行い、その結果等を参考に、検討委員会でまとめた

(3) 住居表示実施までのスケジュールと実施に伴う住所等の変更手続について

- ・市会などの手続きを経て、平成24年秋に住居表示を実施する予定。新しい住所は、実施日の約1か月前にお知らせする
- ・住居表示実施後、区役所等で自動的に住所の書き換えを行うもの以外は、住所変更の通知書等を用いて、お住まいの方ご自身で住所変更等の手続きをしていただく

(4) 質疑応答及び意見

別紙「資料2-2 質疑応答内容及びご意見について 参照」

3 案の変更要望について

地元説明会で、新町界・新町名案についてご説明したところ、和泉第一町内会より、新町界・新町名案の変更要望が提出されました。

新町界・新町名案は、第7回検討委員会で議決したものですが、案に対して反対が多数ある場合等は、第8回検討委員会で再度検討することとしています。このため、今回、最終案を決定するにあたり、和泉第一町内会からの変更要望について、検討します。

質疑応答内容及びご意見について

1 質疑応答

| 番号 | 内 容 | 回 答 |
|----------------------|--|---|
| ○ 実施に關すること | | |
| 1 | 要望は誰が出したのか。 | 和泉町の5つの連合自治会町内会長連名の要望書が、泉区長・市民局長宛に提出されました。 |
| 2 | 実施日はいつ分かるか。 | 実施予定日の約2か月前に、横浜市報に登載します。 |
| 3 | なぜ、平成24年10月に実施しなければいけないのか。 | 早期実施のご要望を受け、最短のスケジュールとしました。なお、例年、年賀状等で住所変更をお知らせしていただけけるよう、秋に実施しています。(実施時期の変更は可能です。) |
| 4 | 平成24年10月に住所が変更となるのか。 | 和泉町第一次地区は、現在その予定で検討を進めています。(以後、平成25~29年にかけ、実施したいと考えています。) |
| ○ 検討委員会に關すること | | |
| 5 | 検討委員会の委員構成はどうなっているのか。 | 各連合自治会町内会会長と話し合い、委員構成は、和泉北部連合1名、和泉中央連合4名、下和泉連合4名、富士見が丘連合4名、中田連合2名としました。また、関係機関(法務局、郵便局、警察)の代表者3名を加え、計18名としました。地域の代表は、各連合自治会町内会に推薦していただきました。 |
| 6 | ・和泉町全体で検討委員会を構成するとしても、実施区域の委員を増やすなど、比率を考慮しなかったのか。 ・現在の委員構成では、和泉第一町内会の意見が反映されていないのではないか。 | 和泉町は、今後実施予定の地区も含めて、調整していく必要があるため、和泉町で一つの検討委員会を設置しました。検討委員会では、検討地区の意見を尊重しつつ、和泉町全体の視点で検討しています。 |
| 7 | 検討委員会の進捗状況について、地域住民に報告する場を設けないのか。 | これまでと同様に、市のホームページ掲載でご案内するとともに、必要に応じて、各地域で自治会町内会回覧等をお願いする予定です。 |

| ○ 実施区域に関すること | | |
|--------------|---|--|
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域も含め、和泉町全体で実施するべきではないか。 ・今回実施しなければ、市街化調整区域は実施しないまま、残ってしまうのではないか。 ・和泉町として残る部分がある（住居表示実施地区と未実施地区で分断される）と、混乱しないか。 | 住居表示は、市街地（市街化区域）で実施するものです。市街化調整区域で実施すると、街区や道路が未形成のため、街区番号や住居番号が飛び、かえって住所が混乱したり、再度、住所の変更が必要となる可能性があります。和泉町全体で実施するには、こうした区域の街区の形成や道路の開発等の市街化を待たなければなりません。そのため、今回、住所の混乱の著しい市街化区域から先行して実施することとなりました。ご理解ご協力をお願いします。 |
| 9 | 今後、実施する地域は、第一次地区の検討内容に制限されるのか。 | 検討委員会は、各地域の代表により、全体的な視点での検討を進めます。例えば、新町名案についても、今後実施する地域を制限することのないようにしていきます。 |
| ○ 町界に関すること | | |
| 10 | なるべく町内会区域と合うように、「下和泉二丁目」の町界を水路に変更してほしい。 | 新しい町の区域は、町面積や世帯数の基準を勘案し、また、街並みや公図上の土地の境界を調査し、選定する必要があります。このため、必ずしも町内会区域と一致するものではありません。ご理解ご協力をお願いします。 |
| 11 | 新しい町界は、どのように表示するのか。（実施後は、どのような表示物を付けるのか。） | 街区の隅の電柱等に、市で新町名と街区番号を示す青い看板（街区表示板）を付けます。また、各戸に町名板及び住居番号案内板を付けていただきます。 |
| ○ 町名に関するこ | | |
| 12 | 「下和泉」に親しみのない地区もあるが、どのように考慮したのか。 | 町名アンケートで希望する町名候補とお住まいの地区を選択していただき、地区ごとのご意見が分かるようにしました。 |
| 13 | アンケートの町名候補はどのように決めたのか。 | 各地域から、地域から親しみのある町名候補を持ち寄っていただき、今後検討する地域と重複する可能性のある名称を除いて、検討委員会で決定しました。 |
| 14 | 「下和泉二丁目」の地区では、アンケートの結果、「和泉南」と「南和泉」の得票数を足すと、「下和泉」の得票数を超えるので、「下和泉」を選択す | 「下和泉二丁目」は、各町名候補に票が分散しており、いずれか一つの候補に絞ることが難しい結果でした。このため、検討委員会では、全体でも約半数の賛成があり、新設する5町の中 |

| | | |
|---------------------|---|--|
| | べきではないのではないか。 | で、4町が第一位にあげた「下和泉」を「丁目」でまとめ、「下和泉一丁目～五丁目」としました。 |
| 15 | 新町名案は、もう決定なのか。 | これまでの検討委員会に各地域から持ち寄っていただいたご意見や、町名アンケートの結果を参考に作成した検討委員会の案です。今回の説明会等でいただいたご意見も参考に、12月の検討委員会で最終案をまとめます。 |
| 16 | 第一次地区の新町名案は「下和泉一～五丁目」だったが、今後実施する地区はどうなるか。 | 今後実施する地域については、今後の検討委員会で、その都度、重複等のないよう、検討します。 |
| 17 | 住居表示実施に伴い、町内会区域も変更となるのか。 | 従来の自治会町内会区域が変更となることはありません。また、通学区域も変更はありません。 |
| ○ 変更手続に關すること | | |
| 18 | 住所の変更をお知らせする通知書は、家族で1枚か。 | 実施約1か月前に、16歳以上の方1名につき3枚送付します。また、不足する場合は、住居表示実施後に、泉区役所戸籍課登録担当で「住居表示変更証明書」を発行します。 |
| 19 | 手続について詳細を知りたい。 | 実施1か月前に、手続の詳細を記載した「しおり」をお配りし、説明会を開きます。その際は、警察や法務局にも出席を依頼し、詳細をご説明する予定です。 |
| 20 | 諸手続は、代理人でも可能か。 | 委任状などをご用意いただくことで、代理人による手続きが可能です。一部については、郵送による手續が可能です。 |
| 21 | 郵便物は旧住所でいつまで届くのか。 | 郵便物は、1年間は旧住所での配達をお願いしています。2～3年以上経つと、旧住所で届かなくなる可能性があります。 |
| 22 | 住所の変更手続はいつまでに行えばいいか。すぐ行う必要があるものは何か。 | 法律では、「速やかに変更する」とされています。運転免許証等で、身分証明証として使用している場合は、早めのお手続をお願いしていますが、不動産登記や車検証は、売買等の契約時に行ってもかまいません。 |
| 23 | 市が実施するのに、変更手続は自分でやらなければいけないのか。 | 可能な限り、市で行うようにしていますが、法律上、ご自身で行う必要のあるものは、市では変更できません。 |
| 24 | 証明書はいつまで発行してもらえる | 泉区役所戸籍課で、実施日以降、期限無く無料 |

| | | |
|----|--|---|
| | か。 | で発行します。 |
| 25 | 住所変更の通知書・証明書に個人名は入るか。 | 一人ひとりのお名前が入ります。 |
| 26 | 16歳以下の子どもに通知書・証明書は出ないのか。 | 今後、新しい住所を決定するための調査を行った際に、調査員がお宅に伺いますので、その際にお申し出いただくなれば、実施後に泉区役所戸籍課にお申し出いただければ、発行します。 |
| 27 | パスポートについて、変更手續があるか。 | パスポートの住所欄を、ご自身で手書きで変更し、お使いください。 |
| 28 | KDDIの固定電話等、個別に契約しているものは、自分で手続きが必要か。 | 地域を包括する営業所等が把握できるものについては、市から住所変更を依頼します。その他、個人で契約されているものは、個々に確認の上、ご自身で手続きをお願いします。(旧住所で郵便等が届く期間を考え、約1年の間にお手続をお願いします。) |
| 29 | プロパンガスは個々で契約している会社に手続を依頼するのか。 | 市から(社)神奈川県LPG保安センターに変更を依頼するため、変更手続は必要ありません。 |
| 30 | 遠方の土地を所有している場合は、どのように手続すればいいか。 | その土地を管轄する法務局での手続となります。郵送による手続もできますが、手続方法は、各法務局へ確認をお願いします。 |
| 31 | 変更証明書はコピーでも有効か。 | 手続先により異なりますので、確認をお願いします。 |
| 32 | 一人ひとりに「手続が完了した」という通知等はあるか。 | 手続先により異なります。実施以降、隨時、各契約会社から送られる郵便物等でご確認をお願いします。 |
| 33 | 厚生年金や国民年金を受給している人や、受給していない60歳以上の人の場合、手続はどこで行うのか。 | 実施時にお配りする無料ハガキに、年金番号等の必要事項を記入し、郵送により変更手続をお願いします。 手続に使用する「無料ハガキ」や「プライバシー保護シール」、手続の詳細に関する「しおり」は、実施の約1か月前にお配りします。 |
| 34 | 厚生年金や国民年金を受給していない60歳以下の人には、手続が必要か。 | 市が公簿を書き換えるため、手続の必要はありません。 |
| 35 | 運転免許証の変更手続は、更新手続と同じか。 | 運転免許証の住所変更手続は、更新手続とは異なります。住所変更手続の場合は、記載事項変更届及び通知書(住居表示変更証明書)及び運転免許証をお持ちいただくと、免許証の裏面に新住所を記載します。 |

| | | |
|--------------|--|---|
| | | なお、更新時期が近い方は、更新手続と合わせて手続していただくことも可能です。 |
| 36 | 登記簿の変更に手数料はかかるか。 | 市で発行する通知書・証明書を用いていただくことで、登録免許税等の手数料はかかりません。 |
| 37 | 車庫証明は変更手続が必要か。 | 車庫証明は、申請内容に基づき証明発行するため、変更手続は必要ありません。 |
| ○ その他 | | |
| 39 | <ul style="list-style-type: none"> ・住居番号について、家が建っていないところはどうなるのか。 ・住居番号に重複は出ないのか。 | <p>街区の周囲に等間隔に番号を付け、出入口がどの番号にあるかによって、住居番号が決まります。現在、家が建っていないところは、番号が飛びますが、家が建ったときに住居番号を付けます。</p> <p>また、制度上、複数の出入口が同じ番号にあれば、住居番号が重複しますが、実施時には、なるべく重複が無いようにします。</p> |
| 41 | 住居番号が飛んでいると分かりにくいのではないか。 | 現在の地番を用いた住所は、地番の流れが道路などの流れと一致せず、隣近所と大きく番号が異なる場合もあります。住居表示を実施すると、街区の中で規則的に番号を付けるので、住居番号が飛んでいても、順番にたどることができます、分かりやすくなります。 |
| 42 | 二世帯住宅の場合の住居番号はどうなるか。 | 原則は、出入口線が同じであれば同番号となります。が、実施時に、ご希望を伺うようにしています。 |
| 43 | 新しい住所を決める調査において、調査員が訪問する際は、事前に知らせていただけるか。 | 事前にチラシを全戸配付し、お知らせします。 (調査は平成24年4月以降を予定) |
| 44 | 説明会のチラシは市役所で配付してもらえるのか。 | 住所変更時のお知らせに合わせ、説明会のチラシを全戸配付します。(実施日の約1か月前を予定しています。) |
| 45 | <ul style="list-style-type: none"> ・市議会で案が反対されることはあるか。 ・市議会で議決されなかった場合には、どうなるのか。 | 住居表示審議会で、制度に沿った案となっているか検討する際に意見が出る場合があります。審議会を通った案は、横浜市報で公示しますが、実施地区内にお住まいの方は、案に対する反対意見を提出することができます。反対意見が提出されると、その内容も含めて案を横浜市会に提案しますので、双方の意見を検討して議 |

| | | |
|----|--|---|
| | | 決します。 横浜市会で議決を得られなければ、住居表示の実施はできません。議決されない場合、廃案となる場合や、継続審議となる場合があります。 |
| 46 | 土地の地番も変わるのか。 | 地番に変更はありませんが、町名が新町名に変わります。なお、登記簿の表題部（町名の部分）は法務局で変更します。（所有者欄の住所変更については手續が必要です。） |
| 47 | 土地の地番と住所が異なる番号となると、地番を忘れてしまう。地番と住所を同時に変更することはできないのか。 | 地番を振り替えることにより、住所を同じものに変更する事業もありますが、土地一筆一筆の権利関係等の確認が必要となるなど、業務量が多大なため、住所の混乱の解消方法としては、現在実施していません。 |

2 ご意見

| |
|---|
| 実施に關すること |
| <ul style="list-style-type: none"> ・手續するのは個人なので、個人に実施の賛否を聞くべき。 ・実施に関し、アンケートで賛否を聞き数字で示して欲しい。 |
| 実施区域に關ること |
| <ul style="list-style-type: none"> ・町内会が分断されることに反対する。 ・和泉町全体で実施ができないのならば住居表示実施に反対する。 |
| 新町界・新町名案について |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第一次地区の北側は、住宅地になった時から「下和泉」として定着している。実施区域の半分が下和泉住宅だから、町名アンケートで半数が「下和泉」を選択するのは当然の結果。そのため、このアンケートは間違った調査方法である。 ・アンケートは、「下和泉」を候補とした時点で、結果は分かっていた。 ・実施区域に入らなかった和泉町住民にも、アンケートで意見を聞くべきではないか。 ・今回、町名案に反対があったからといって、簡単に他の町名にしないでほしい。「下和泉」がいいと思っている人たちもたくさんいる。 |
| 手續に關すること |
| <ul style="list-style-type: none"> ・手續が面倒だ。 ・高齢で手續が大変なので、法務局に出張して欲しい。 ・郵送で手續ができるようにして欲しい。 ・高齢者のために、手続きの代行策を考えたほうが良いのではないか。（民生委員等） ・手続きを代理人に委任する際の、委任状の様式を用意してほしい。 |
| その他 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・説明会の機会をもっと増やして欲しい。 |

実施までのスケジュールについて

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 |
|-------|------------------|------------|------|------------|-----------|-----------|----|-------------------|---------|----------|
| 法的手続き | ① 横浜市住居表示審議会（中旬） | ③ 案の公示（中旬） | | | ⑥ 横浜市会へ提案 | ⑦ 横浜市会で議決 | | ⑧ 実施の告示 | ⑩ 地元説明会 | ⑪ 住居表示実施 |
| 事務手続き | ② 基礎調査開始（中旬） | | （下旬） | ④ 居住調査お知らせ | ⑤ 居住調査開始 | | | ⑨ 新住所通知・地元説明会お知らせ | | |

①横浜市住居表示審議会

（別添「資料3－2 横浜市住居表示審議会条例及び委員名簿」参照）

横浜市住居表示審議会（以下、「審議会」といいます）は、住居表示の適正な実施を図るために「横浜市住居表示審議会条例」に基づき設置されている市長の諮問機関で、新町界・新町名案が実施基準等を満たしているかなどについて審議します。

検討経過等について説明するため、泉区和泉町住居表示検討委員会委員1人を審議会の臨時委員として任命し、審議会にご出席いただきます。

※審議会は、平成24年1月13日（金）午前を予定しています。

②基礎調査

街区番号を決めるため、平成24年1月から、街区を形成する道路等の状況や家屋の建ち並びの調査（基礎調査）を行います。（横浜市の委託業者が地区内を調査しますが、各戸への立ち入りはしません。）

③案の公示

審議会で案が承認されると、新町界・新町名案を広く事前周知するため、住居表示に関する法律（以下、「法」といいます）第5条の2第1項に基づく公示を行います。具体的には、2月中旬の横浜市報に、新町界・新町名案を登載する予定です。

案に対する変更の請求について

公示された案に異議がある場合は、法第5条の2第2項に基づく変更の請求を行うことが

できます。

※法第5条の2第2項

前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもつて、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

④居住調査開始のお知らせ 及び ⑤居住調査

住居番号を決めるため、平成24年4月から、家屋の形状や出入口線、お住まいの方、事業所等の調査（居住調査）を行います。横浜市の委託業者が各戸をお尋ねして調査を行います。

なお、居住調査の実施についてお知らせするため、平成24年3月下旬に、お知らせのチラシを全戸配付します。

⑥横浜市会への提案 及び ⑦横浜市会での議決

法第3条第1項及び地方自治法第260条第1項に基づき、新町界・新町名案等を横浜市会に提案します。横浜市会での議決によって、新町界・新町名が決定します。

案に対する変更の請求が提出された場合

法第5条の2第6項で、公聴会を開き、意見を聞いた後でなければ議決することができないとされています。新町界・新町名案等の提案は、平成24年5月の横浜市会を予定していますが、変更の請求が提出された場合、8月頃に公聴会を実施するため、横浜市会での議決は平成24年9月以降となります。（平成24年10月の実施は延期となります。）

⑧実施の告示

横浜市会で新町界・新町名案が議決されれば、住居表示実施日と合わせて、告示します。具体的には、8月の横浜市報に、新町界・新町名等を登載する予定です。

⑨新住所通知・地元説明会お知らせ 及び ⑩地元説明会

住居表示実施日の約1か月前（平成24年9月頃）に、新住所を通知します。併せて、住居表示実施に伴う住所変更手続等についてご案内する「しおり」や住居番号表示板、新旧住所案内図などを全戸配付します。

また、住所変更手続等に関する地元説明会を開催します。地元説明会開催のお知らせのチラシは、「しおり」等と一緒に全戸配付する予定です。

⑪住居表示実施

住居表示実施日以降は、法第6条第1項に基づき、新住所をお使いいただきます。また、実施日以降に、住所変更手続等をお願いします。

横浜市住居表示審議会条例

制定 昭和37年10月10日 条例第23号

横浜市住居表示審議会条例をここに公布する。

横浜市住居表示審議会条例

(設置)

第1条 住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)の規定に基づく住居表示について適正な実施を図るため、市長の諮問機関として本市に横浜市住居表示審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 住居表示の実施基準に関すること。
- (2) 実施の区域及び期日に関すること。
- (3) 住居表示実施区域内の町、街区又は道路等の冠称に関すること。
- (4) その他特に市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 地域住民組織の代表者
- (3) 関係行政機関及び公共的団体の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 審議会は、必要に応じ、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 前項の臨時委員は、当該審議事項に關係ある者のうちから市長が任命する。
3 臨時委員は、当該審議事項の審議が終わったときに解任されたものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4 会長が特に必要と認めたときは、議事に關係のある者に出席を求め、その意見を徴することができる。

(幹事及び書記)

第8条 審議会に、幹事及び書記若干人を置き、市長が任命する。

- 2 幹事は、会長の命を受け、委員を補佐する。
3 書記は、会長の命を受け、審議会の事務に従事する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和38年1月規則第4号により同年同月16日から施行)

平成23年度横浜市住居表示審議会委員名簿

委 員（任期：平成23年4月1日から平成25年3月31日まで）

| 区分 | 氏 名 | 摘要 |
|------------------|-----------|--------------------------|
| 学識経験のある者 | 間 部 俊 明 | 弁護士 |
| | 稻 葉 晃 一 | 横浜商工会議所常議員 |
| | 岸 上 興 一 郎 | 地名研究家 |
| | 小 玉 敏 子 | 関東学院女子短期大学名誉教授 |
| | 伊 東 昌 彦 | 土地家屋調査士 |
| 地域住民組織の代表者 | 遠 藤 和 代 | 横浜市消費生活推進員（6/30委嘱） |
| | 岡 野 誠 一 | 横浜市商店街総連合会会长 |
| | 相 原 信 行 | 横浜市町内会連合会副会长 |
| 関係行政機関及び公共的団体の職員 | 五木田 芳 道 | 横浜地方法務局不動産登記部門 首席登記官 |
| | 内 山 寿 一 | 郵便事業株式会社 横浜支店長 |
| | 猪 又 博 | 神奈川県警察横浜市警察部長 (9/8委嘱) |

臨時委員（任期：当該事項審議終了まで）

| 区分 | 氏 名 | 摘要 |
|-------|--------|----------------|
| 地域代表者 | 佐久間 幹雄 | 泉区和泉町住居表示検討委員会 |

第二次地区実施区域及びエリア界について

各地域で、「実施区域の境界」についてご検討いただいた結果を基に、事務局案を作成しました。この案について、次回検討委員会までに、各地域でご意見の集約をお願いします。

1 実施区域の境界について（別添資料6-1「第二次地区（図）」）

（1）各地域からのご意見について

「原則どおり市街化区域を実施区域とする」というご意見がある一方で、次のA、Bの市街化調整区域について、「実施区域への取り込みを検討すべき」というご意見がありました。

市街化調整区域Aについて

町の境界を分かりやすくするために、道路・水路等を境界にして実施区域に含める。

市街化調整区域Bについて

住所混乱の目安である「30軒以上の同番地」が存在するため、第一次地区での取り込み基準にならい、実施区域に含める。

（2）事務局の見解

市街化調整区域Aは、市街化区域と市街化調整区域との境界が道路等の明確な施設となっておらず、また、複雑な形状となっています。そこで、周辺の境界に合わせて水路に設定すると、境界として分かりやすくなると考えます。よって、水路を境界とし、市街化調整区域Aを実施区域に含めることができます。

市街化調整区域Bは、1966番地の同番地が31軒あります。第一次地区では、「市街化調整区域と隣接しており、住所の混乱が著しい（同番地が30軒以上ある）地域」については、実施区域に含めることとしました。

しかし、この区域は、市街化区域（実施区域）と隣接しておらず、この基準をそのまま適用することができません。そのため、この区域を実施区域に含める場合は、新たに取り込み基準を検討する必要があると考えます。

市街化調整区域Cは、市街化区域と市街化調整区域との境界となっている道路が、
公団上線を引くことができません。そのため、線を引くことができる道路を境界とし、市街化調整区域Cを実施区域に含めることとします。

(3) 各地域での検討について

次回検討委員会までに、各地域の検討結果及び事務局の見解をふまえて、次の点についてご意見をまとめていただくよう、お願いします。

市街化調整区域Bを含めるべきかどうかについて。

※資料6－1「実施区域案1」、資料6－2「実施区域案2」のどちらかを選択してください。その際、選択した理由についてもお聞かせください。

- ・「実施区域案1」…市街化調整区域Bを実施区域に含めない、原則に近い案
- ・「実施区域案2」…市街化調整区域Bを実施区域に含める案

※「実施区域案2」で示した実施区域の境界は、町界としても分かりやすくなるよう設定しましたが、事務局案で示した道路以外に境界としてふさわしい道路がありましたら、ご提示をお願いします。

2 実施区域内のエリアの分割について（資料7－1、2、3「エリア界案1、2、3」）

エリア内を2つもしくは3つに分割するというご意見がありましたので、それを反映した事務局案を作成しました。

※エリアの境界については、実施区域が決定した後に検討しますので、今回は全体的な面積のバランス等、実施区域を検討する際の参考資料としてお示します。

3 回答について

(1) 回答方法

別紙「回答用紙」に検討内容をご記入の上、FAXでご返信ください。

※地図は、案で示した道路以外に、境界となるような道路を記入する場合にご利用ください。

(2) 回答期限

次回検討委員会前（次回の検討委員会の日程が決まりましたら、それに合わせて期限日を設けます。）

4 今後の検討スケジュールについて

| | | |
|----------|-------------|----------------------|
| 第8回検討委員会 | 平成23年12月6日 | 各地域のご意見の報告及び事務局案の提案 |
| 各地域での検討 | 第9回検討委員会前まで | 実施区域について各地域で検討、現地調査 |
| 第9回検討委員会 | 平成24年2月上旬 | 実施区域の決定、エリアの境界について検討 |

第二地区(図)

長後街道

環状4号線

かまくら道

いづみ中央駅

●実施区域について

| | |
|----|-------------------------------|
| 面積 | 市街化区域… 1.30 km^2 |
| | 市街化調整区域A… 0.05 km^2 |
| | 市街化調整区域C… 0.05 km^2 |

※市街化調整区域Aは実施区域に含めることとします。また、市街化調整区域Cは、市街化区域との境界となっている道路が公団上線を引くことができないため、実施区域に含めることとします。

総面積… 1.40 km^2
(市街化調整区域A・Cを含む)

| | |
|-----|----------------|
| 世帯数 | 市街化区域…約4,900世帯 |
| | 市街化調整区域A…約44世帯 |
| | 市街化調整区域C…約32世帯 |

総世帯数…約4,976世帯
(市街化調整区域A・Cを含む)

●市街化調整区域Bを実施区域として検討すべき理由

- ・30軒以上の同番地地域が存在するため

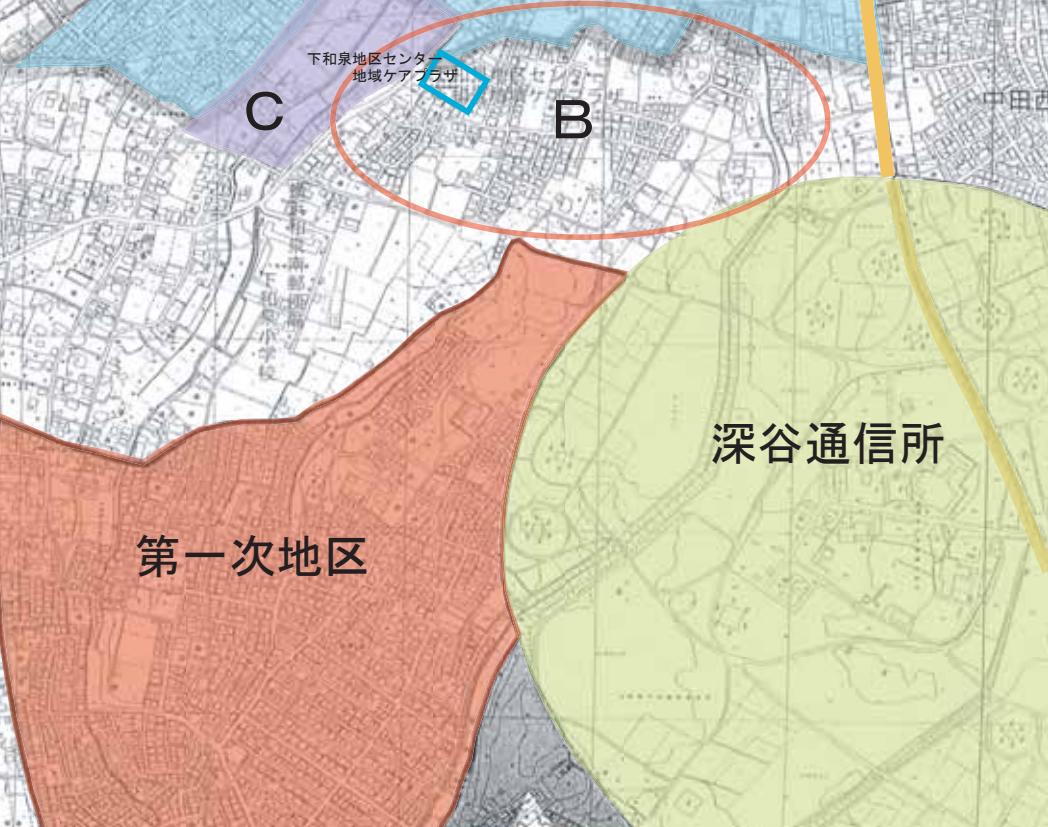
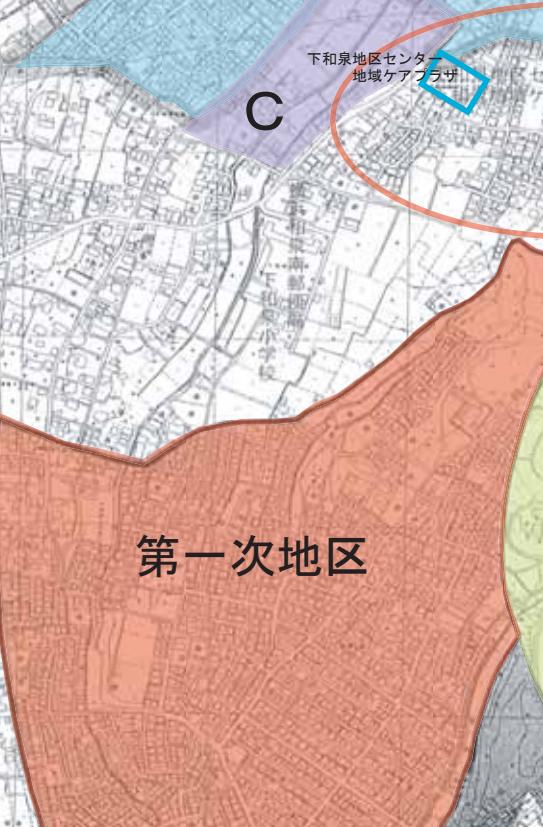
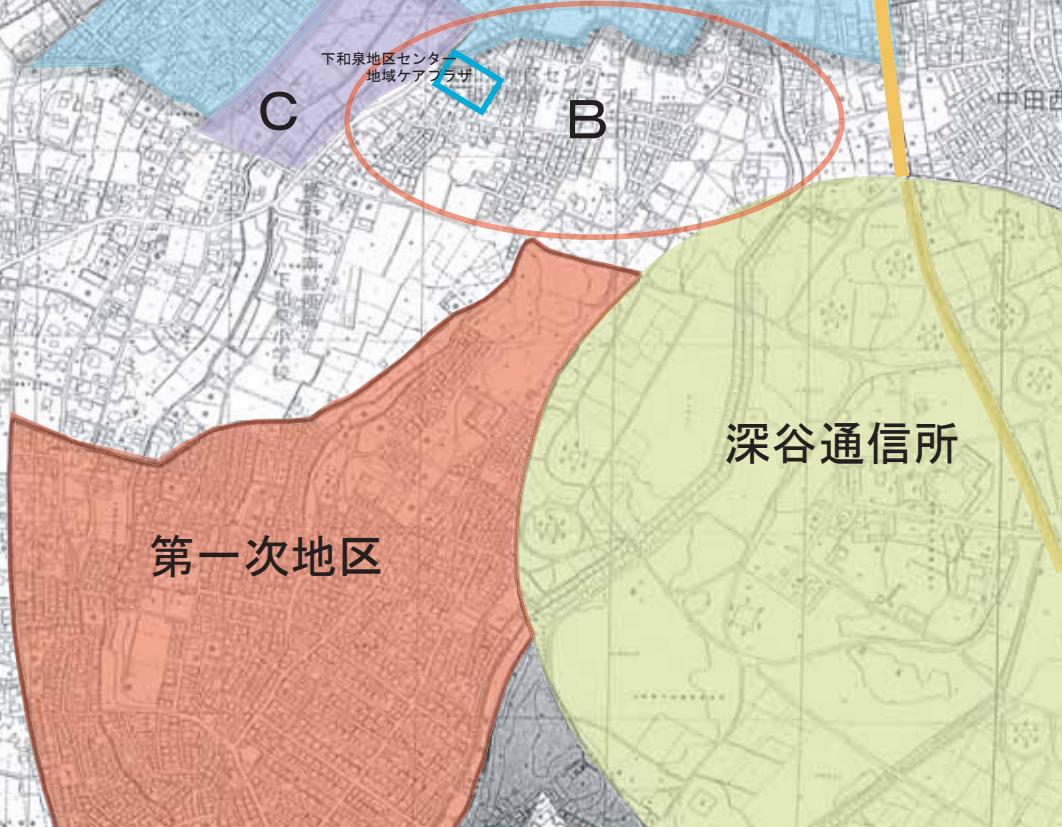
面積… 0.16 km^2

世帯数…約370世帯

| 凡例 | |
|----|-------|
| | 道 路 |
| | 施 設 |
| | 市街化区域 |

第一次地区

深谷通信所



実施区域案 1

長後街道

環状4号線

かまくら道

実施区域案 1
(市街化調整区域Bは含めない)

市街化調整区域Bは実施区域には含めず、原則どおり市街化区域と調整区域との境界を実施区域の境界とする。

- ・実施区域の総面積…1.40 km²
総世帯数…4,976世帯

| 凡 例 | |
|-----|-------|
| | 道 路 |
| | 施 設 |
| | 市街化区域 |

第一次地区

深谷通信所

A

B

C

泉ヶ丘公園

伊勢山小学校

泉ヶ丘中学校

泉ヶ丘幼稚園

市営地下鉄ブルーライン

中和田小学校

中和田中学校

いづみ中央駅

立場駅

和泉川

やめが丘駅
やめが丘二丁目

N

実施区域案 2

長後街道

環状4号線

立場駅

かまくら道

和泉川

市営地下鉄ブルーライン

泉ヶ丘中学校

伊勢山小学校

泉ヶ丘公園

泉ヶ丘幼稚園

A

B

C

深谷通信所

実施区域案 2
(市街化調整区域Bを含める)

30軒以上の同番地地域があるため、
市街化調整区域Bを実施区域とし、
境界についてもより分かりやすい
道路とする。

- 実施区域の総面積…1.56 km²
- 総世帯数…5,346世帯

凡例

| | |
|--|-------|
| | 道 路 |
| | 施 設 |
| | 市街化区域 |

第一次地区

エリア界案 1

長後街道

環状
4号線

いざみ
中央駅

立場駅

かまくら
道

和泉川

市営地下鉄ブルーライン

伊勢山小学校

泉ヶ丘公園

泉ヶ丘幼稚園

①

A

イ

泉ヶ丘中学校

下和泉地区センター
地域ケアプラザ

C

B

エリア界案 1
(エリアを二つに分ける)

水路を境界とする。

面積 エリア総面積…1.40 k m²
(市街化調整区域A・Cを含む)
ア…0.66 k m²
イ…0.74 k m²

※市街化調整区域Bを含めた場合
エリア総面積…1.56 k m²
イ…0.90 k m²

町数 ア…4～5町
イ…5町
(町面積の基準で単純計算)

※市街化調整区域Bを含めた場合
イ…5～6町

深谷通信所

第一次地区

凡 例

| | |
|--|-------|
| | 道 路 |
| | 施 設 |
| | 市街化区域 |

エ リ ア 界 案 2

長後街道

環状4号線

かまくら道

ア

イ

ウ

A

泉ヶ丘中学校

下和泉地区センター
地域ケアプラザ

B

C

市営地下鉄ブルーライン

和泉川

エ リ ア 界 案 2 (エリアを三つに分ける)

比較的大きな道路であるため、線①・②をもってエリアを3つに分ける。

| | |
|----|-----------------------------|
| 面積 | エリア総面積…1.40 km ² |
| | (市街化調整区域A・Cを含む) |
| ア | …0.43 km ² |
| イ | …0.46 km ² |
| ウ | …0.51 km ² |

※市街化調整区域Bを含めた場合
エリア総面積…1.56 km²
ウ…0.67 km²

| | |
|----|------|
| 町数 | ア…3町 |
| | イ…3町 |
| | ウ…4町 |

(町面積の基準で単純計算)

※市街化調整区域Bを含めた場合
ウ…5町

深谷通信所

第一次地区

| 凡 例 | |
|-----|-------|
| | 道 路 |
| | 施 設 |
| | 市街化区域 |

エリア界案 3

長後街道

環状
4号線

いざみ
中央駅

立場駅

かまくら
道

和泉川

市営地下鉄ブルーライン

泉ヶ丘幼稚園

伊勢山小学校

②

泉ヶ丘公園

A

ウ

泉ヶ丘中学校

下和泉地区センター
地域ケアプラザ

B

エリア界案 3 (エリアを三つに分ける)

水路(線①)と比較的大きな道路(線②)をもってエリアを3つに分ける。

面積 エリア総面積…1.40 k^m²
(市街化調整区域A・Cを含む)
ア…0.66 k^m²
イ…0.38 k^m²
ウ…0.36 k^m²

※市街化調整区域Bを含めた場合
エリア総面積…1.56 k^m²
ウ…0.52 k^m²

町数 ア…4~5町
イ…3町
ウ…3町
(町面積の基準で単純計算)

※市街化調整区域Bを含めた場合
ウ…4町

深谷通信所

第一次地区

凡例

| | |
|--|-------|
| | 道 路 |
| | 施 設 |
| | 市街化区域 |